

倉口隅部における付属品の固着方法に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編

鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編

改正事項

倉口隅部における付属品の固着方法に関する事項

改正理由

ばら積貨物船において、強力甲板の倉口隅部における亀裂損傷が散見される。

当該損傷に関する損傷調査の結果、損傷は、倉口隅部に設けられる貨物の滞留を防ぐための斜板や荷役時のワイヤ擦れによる損傷を防ぐための防護材等の付属品の溶接部において発生する場合が多いことが分かった。

今般、強力甲板の倉口隅部における損傷防止を目的として、倉口隅部に付属品を設ける場合の要件を追加すべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 強力甲板の倉口隅部に斜板や防護材等の付属品を設ける場合、付属品を強力甲板に直接溶接固着してはならない旨規定した。
- (2) 強力甲板の倉口隅部に斜板や防護材等の付属品を設ける場合の取扱いを規定した。
- (3) 強力甲板の倉口隅部には、適当な面取りを行う旨明記した。